

### 第三章 分科会

一七八 予算委員会及び決算委員会は、審査の便宜のため、これを数個の分科会に分けることができる

予算委員会及び決算委員会は、審査の便宜のため、これを数個の分科会に分けることができる定めである。

予算委員会を分科会に分けるときは、四分科会に分けるのを例とする。ただし、第十九回国会において昭和二十九年総予算の審査に当たり、三分科会に分け、また、第八十四回国会において昭和五十三年度総予算の審査に当たり、五分科会に分けた例がある。

決算委員会を分科会に分けるときは、二分科会に分けるのを例とする。ただし、第一回国会において昭和二十年度決算の審査に当たり、三分科会に分けた例がある。

(注) 1 予算又は決算以外の案件審査のために分科会を設けた例はない。

2 予算委員会は、第九十四回国会における昭和五十六年度総予算の審査までは分科会に分けるのを例とし

た（第十三回国会、第十五回国会、第十六回国会及び第七十七回国会は分科会に分けなかった。）が、参議院規則の一部改正（昭和五十七年三月三日議決）により委嘱審査が行われることとなったため、第九十六回国会における昭和五十七年度総予算の審査以降においては、分科会を設けていない。

3 決算委員会は、第一回国会から第七回国会まで分科会に分けていたが、第八回国会以後分科会を設けた例はない。

参照 六五号、六六号、七三号、一七九号、一九六号、諸表一七

## 一七九 分科会を設置するには、委員長が発議により、委員会にお

### いて決定する

分科会を設置するには、委員長の発議により、分科会の数、分科会の担当事項及び分科担当委員の数について、委員会において決定する。

なお、予算委員会においては、分科会の審査期間についても併せて決定するのを例とするが、審査開始日のみを定めた次のような例もある。

第五十一回国会予算委員会（昭和四十一年三月二十八日）において、昭和四十一年度一般会計予算

外二件の審査のため分科会を設置するに当たり、委員長石原幹市郎君は、同月二十九日から分科会の審査を行うことを発議したところ、委員会はこれを可決した。

参照 一七八号、一八〇号、諸表一七

一八〇 分科担当委員の数は、各分科会ともほぼ同数とするのを例とする

分科担当委員の数は、各分科会ともほぼ同数とするのを例とする。

なお、分科担当委員のほか兼務委員を置いた次のような例がある。

第七回国会予算委員会（昭和二十五年三月三十日）において、委員長山田佐一君の発議により、分科担当委員のほか兼務委員を置くこととし、その選任は委員長の指名によることに決定した。よって委員長は、委員の希望を参酌して第二分科会及び第三分科会に各二名の兼務委員を指名した。

○分科会の兼務委員に関する予算委員会決定

第七回国会予算委員会（昭和二十五年三月三十日）

- 一 一人で兼務することができる分科の数は一個分科に限る。
  - 二 各分科の兼務委員の数は原則としてその分科担当委員数の半数以上にならないようにする。
  - 三 分科会における兼務委員の議決権は認めない。また、分科会の定足数には兼務委員を加えない。
- 参照 一七九号、一八一号、一八三号、諸表一七

一八一 分科担当委員は、各会派の所属委員数の比率により各会派に割り当てる

各分科会の分科担当委員は、各会派の所属委員数の比率により各会派に割り当てる。

参照 一七九号、一八〇号、一八二号

一八二 分科担当委員は、各会派から申出があつた者について、委員長が委員会において指名するのを例とする

分科担当委員の選任は、委員長の発議により委員長の指名に一任するのを例とする。

委員長は、あらかじめ各会派から申出があった者について、委員会において指名するのを例とするが、委員会において指名しなかった次のような例もある。

第四十回国会予算委員会において、昭和三十七年度一般会計予算外二件の審査に当たり、昭和三十七年三月二十四日分科会を設置したが、分科担当委員は、同月二十六日の委員会散会后に指名した。

その他同例がある。

第四十六回国会予算委員会において、昭和三十九年度一般会計予算外二件の審査に当たり、昭和三十九年三月二十四日分科会を設置したが、分科担当委員は、同日の委員会散会后に指名した。

参照 一七九号、一八一号、一八三号

### 一八三 委員長は、分科担当委員となる

委員長は、分科担当委員となるのを例とする。

一八四 分科担当委員の辞任の許可及び補欠選任は、あらかじめ委員長に一任するのを例とする

分科担当委員の辞任の許可及び補欠選任は、あらかじめ委員長に一任するのを例とする。  
なお、同一委員の分科担当委員の変更は一日一回限りとする。

参照 一二号、一八二号、一八五号

一八五 補欠として選任された委員は、前任者の分科会を担当する

補欠として選任された委員は、委員長の名指により、前任者の所属していた分科会の分科担当委員となる。

参照 一八二号、一八四号

一八六 主査及び副主査は、分科会の審査開始日に選任するのを例とする

主査及び副主査は、分科会の審査開始日に選任するのを例とするが、審査開始日の前に選任した例もある。

参照 一八七号

一八七 主査及び副主査の互選に当たっては、分科担当委員中の年長者が主査の職務を行う  
主査及び副主査は、会派に対する割当てに基づき、当該会派から推薦された者について、年長者の指名により選任するのを例とする

分科担当委員選任後初めて開会する分科会は、分科担当委員中の年長者がこれを招集し、主査及び副

主査の互選につき主査の職務を行う。

年長者に事故があるときは、出席分科担当委員中の年長者が主査の職務を行う。

主査及び副主査は、投票によらないで、理事会において定めた会派に対する割当てに基づき、当該会派からあらかじめ推薦された者について、年長者の発議又は分科担当委員の動議により、年長者の指名により選任するのを例とするが、年長者を主査又は副主査に選任する場合には、分科担当委員の推薦の動議によるのを例とする。

参照 一八六号

(規第七五條)

一八八 主査及び副主査を選任したときは、選任の当日文書をもつて委員長に報告する

主査及び副主査を選任したときは、主査の職務を行った年長者から、また、主査又は副主査の補欠選任を行ったときは、副主査又は主査から、選任の当日その結果を文書をもって委員長に報告する。

参照 一八七号

(規第七五條)

一八九 主査、副主査共に事故があつたため、出席分科担当委員中の年長者が主査の職務を行つた例

第二回国会予算委員会第四分科会(昭和二十三年六月二十五日)において、主査、副主査共に欠席したため、出席分科担当委員中の年長者飯田精太郎君が主査の職務を行つた。

(国第四九條)

一九〇 分科会が議事を開き議決するには、分科担当委員の半数以上の出席を要する

分科会が議事を開き議決するには、委員会の例により、分科担当委員実数の半数以上の出席を要する。なお、開会后退席者があつて一時定足数を欠く場合においても、質疑については分科会を継続した例が少なくない。

参照 四七号、四八号

一九一 分科会においては、各省各庁別に細目にわたる説明を聴き  
質疑を行う

分科会においては、その担当事項につき、各省各庁別にそれぞれ所管の国务大臣等から細目にわたる説明を聴き、質疑を行う。

なお、分科会においては、第七回国会までは質疑の後、討論採決を行っていたが、その後は行っていない。

参照 六五号、諸表一七

一九二 分科担当委員外委員の発言を許可した例

(規第四四條)

第四十三回国会予算委員会第一分科会(昭和三十八年三月二十五日)において、昭和三十八年度総予算中皇室費の審査に当たり、当該分科担当委員外委員田中一君が質疑のため発言を求めたところ、分科会はこれを許可した。

その他同例がある。

参照 一二四号

一九三 分科会に国務大臣等の出席を求めるには、主査から直接これを行うのを例とする

分科会に国務大臣等の出席を求めるには、主査から直接これを行うのを例とする。

参照 二四七号—二四九号、二五一号

(規第一八六条)

一九四 分科会への参考人の出席要求については、委員会においてあらかじめ委員長に一任するのを例とする

分科会への参考人の出席要求については、委員会において分科会設置の際、あらかじめ委員長に一任し、委員長は、分科会の要請に基づきこれを行うのを例とする。

参照 二七三号、二七七号

一九五 分科会において、各省各庁に対し資料提出の要求があると

きは、主査から直接これを求めるのを例とする

分科会において、分科担当委員から各省各庁に対し、資料提出の要求があり、別段異議もないときは、主査から直接これを求めるのを例とする。

参照 二八二号

一九六 分科会の審査が終わったときは、主査からその旨の報告書

を委員長に提出し、質疑応答の概要を口頭をもって委員会に報告する

分科会の審査が終わったときは、主査から審査を終了した旨の報告書を委員長に提出し、分科会における質疑応答の概要を口頭をもって委員会に報告する。

## 一九七 分科会の審査期間中に委員会を開いた例

第二回国会予算委員会（昭和二十三年七月一日）において、昭和二十三年度一般会計予算外一件（予備審査）の審査に当たり、分科会の審査が終了していなかったが、内閣の当該予算に対する修正の意向が明らかになり、かつ、その修正が当該予算の全般にわたるものであったので、修正部分に関して審査を行った。

参照 六五号

## 一九八 分科会の消滅時期

（規第七五条）

分科会は、分科会に付された案件が議院の会議において議決されたときに消滅するが、会期中に議院の会議において議決されるに至らなかった場合は、会期の終了と同時に消滅する。

決算委員会において、決算につき閉会中もなお審査を継続した場合には、分科会は次の国会の開会と同時に消滅する。

---

○分科会の消滅時期に関する議院運営委員会決定  
第一回国会議院運営委員会（昭和二十二年十二月三日）

分科会は会期の終了と同時に消滅するものとする。